

鳥取県小規模作業所等

工賃3倍計画

鳥取県

鳥取県小規模作業所等工賃 3 倍計画

目 次

1	計画の趣旨	2
	(1) 背景	
	(2) 障害者を取り巻く環境	
	(3) 問題点	
	(4) 計画の期間	
	(5) 計画の対象事業所	
2	対象事業所の現状	4
	(1) 工賃状況	
	(2) 対象事業所へのアンケート概要	
	(3) 対象事業所への再アンケートの実施	
3	目標工賃	7
	(1) 鳥取県目標工賃	
	(2) 目標工賃設定の考え方	
	(3) 鳥取県目標工賃額の算出方法	
	(4) 対象事業所における目標工賃の設定	
4	取組の方向性	8
	(1) 取組の前提	
	(2) 取組の視点	
5	具体的に取り組む支援策	11
	(1) 平成 2 0 年度に取り組む施策	
	(2) 今後検討する事業	
6	計画実行の年次計画	15
	(1) 第 期	
	(2) 第 期	
	(3) 年次計画表	
7	推進体制	17
	(1) 計画検討委員会	
	(2) 県	
	(3) 対象事業所	
8	参考資料	18
	(1) 平成 1 8 年度工賃実績 (全国平均との比較)	
	(2) 事業所に対するアンケート調査の結果について	
	(3) 平成 1 9 年度小規模作業所における作業内容一覧表	
	(4) 平成 1 8 年度工賃支払実績額 (施設別)	
	(5) 鳥取県小規模作業所等工賃 3 倍計画検討委員会設置要綱	
	(6) 鳥取県小規模作業所等工賃 3 倍計画検討委員会委員名簿	
	(7) 計画の検討経過について	

1 計画の趣旨

(1) 背景

- ア 平成18年4月に施行された障害者自立支援法は、障害のある方が地域で安心して暮らせる社会を目指し、就労移行支援事業等を創設するとともに、福祉と雇用の関係機関がネットワークを構築し連携するなど、地域移行と就労支援の強化を図ることとしています。
- イ 平成19年2月に国がまとめた「成長力底上げ戦略」においては、『「福祉から雇用へ」推進5カ年計画』を新たに策定・実施することとなっており、この中では、可能な限り就労による自立・生活の向上を図ることと明確に示されたところであります。
- ウ 一方、鳥取県が平成19年3月に策定した「鳥取県障害福祉計画」では、「障害のある人がそれぞれの潜在能力や可能性を最大限に発揮し、希望する生活を送るための収入の確保が図られるよう、労働・福祉、教育・訓練、保健・医療等の関係機関が連携した取り組みを展開する」と定めているところであります。

(2) 障害者を取り巻く現状

鳥取県内における小規模作業所、授産施設及び障害福祉サービスを提供する事業所(以下「小規模作業所等」という。)で働く障害のある人の工賃水準は、平成18年度においては平均月額1万1千円程度と低いのが現状である。

(3) 問題点

現状の低い工賃では、障害のある方が地域で自立して生活することは困難であり、また高い工賃を希望する利用者の要望に応えるためにも、工賃を引き上げる必要があります。

工賃3倍計画を作成し、当該計画に基づき、各事業者の主体的取組を支援することにより、

小規模作業所等で働く障害のある方の工賃水準を引き上げ、障害基礎年金等の社会保障給付等による収入と合わせることにより、地域において障害のある方が自立した生活を実現し、就労に対する意識の向上を図ることが可能になると考えます。

(4) 計画の期間

- ア この計画の期間は、平成19年度～平成23年度までの5年間とします。
- イ 計画期間中は、毎年度、「鳥取県小規模作業所等工賃3倍計画検討委員会」による実施状況の点検や評価を行うとともに、必要に応じて、随時計画内容の見直しを行います。

(5) 計画の対象事業所

この計画の対象とする事業所(以下「対象事業所」という。)は、次のとおりとします。

- ア 就労継続支援A型事業所
- イ 就労継続支援B型事業所
- ウ 授産施設(小規模通所授産施設を含む)
- エ 小規模作業所のうち、障害者自立支援法で規定する新事業体系への移行計画を策定し、かつ工賃引き上げに意欲的に取り組む事業所(計画期間中に移行計画を策定すれば中途からでも対象とします)

就労継続支援事業所 障害者自立支援法で規定される障害福祉サービス事業の1つで、企業等に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業所。

なお、原則として雇用契約（最低賃金の保障）に基づき就労する形態がA型事業所で、雇用契約に基づかない就労の形態がB型事業所です。

授産施設 障害者自立支援法の施行前の身体障害者福祉法等で規定されていた社会福祉施設の1つで、生活に必要な指導を受け、企業などでの就業に必要な作業訓練などを行うための施設。

小規模作業所 鳥取県小規模作業所運営事業助成条例第2条第2項で規定する小規模作業所。

2 対象事業所の現状

(1) 工賃状況

ア 平成18年度における対象事業所の平均工賃は、10,983円です。

なお、就労継続支援B型事業所は、小規模作業所や小規模通所授産施設からの移行が主で、19年度における旧法指定施設から新事業体系への移行は2施設であります。

施設種別	県平均工賃(月額)	全国平均工賃(月額)
入所・通所授産施設	14,023円	12,766円
小規模通所授産施設	10,386円	9,274円
就労継続支援B型事業所	9,399円	11,875円
小規模作業所	9,416円	-
平均	10,983円	12,222円
就労継続支援A型事業所	93,370円	101,117円

<平均工賃の算出方法>

工賃とは、工賃、賃金、賞与其他名称を問わず、事業者が利用者に支払う全てのものが対象。

平均工賃は、各施設・事業所からの報告に基づき、各施設等の利用者に支払われた工賃総額を各月に工賃が支払われた利用者数の合計数で除して算出した額。

イ 作業種目としては、受託作業の他、喫茶店営業やクッキー・お菓子製造、データ入力、農業、自主製品の製作(木工、各種小物類、縫製等)や清掃業務等の受託などがあるが、ほとんどの対象事業所で両方の事業を行っています。

ウ 最低賃金(621円/時間)を超える工賃を支給している対象事業所は皆無でありました。

エ 平均工賃が高い事業所(3万円以上)における作業種目は、印刷、除草・苗整理作業、テープ起こし・データ入力、清掃作業・食品販売となっています。

オ 自主製品や自主事業のうち、陶芸、農業や小物類製作などの場合は、傾向として平均工賃が低い場合が多いです。

(2) 対象事業所へのアンケート概要

ア 平成19年8月に、対象事業所に工賃向上についてのアンケートを実施し、66か所(回収率60%)から回答を得ました。

区分	回答内容の概要
工賃アップに対する考え方	<p>ほとんどの事業所が工賃アップをさせたいと考えている。</p> <p>ほとんどの事業所が工賃を向上させるためには、「新商品の開発」や「現商品の販路拡大」が必要と認識はしている。</p> <p>工賃アップのための新商品の開発や販路拡大のための努力をしている事業者も多いが、今までのところ、総じて目立った効果が現れていない。</p> <p>工賃アップを望むが、現状は無理と諦めている事業者が多い。</p> <p>工賃アップには、事業者側の努力も必要だが、それだけでは限界があるので、行政の協力が不可欠との意見がある。</p> <p>作業収入や商品販売等について、行政に依存している事業者が多く見受けられる。</p>
保護者	安定した生活を望み、現状からの変化を好まない保護者が多い。

	無理のない作業を望んでいる保護者が多い。
利用者	利用者の声として、無理をして体調を壊したくないとの思いがある。 利用者の能力や考え方、日常行動など多様性に富んでいる。
職員数等	人員配置が十分にあれば作業の幅が広がるが、経費が足りない。 利用者や職員の数が限られている中でどのように工賃をアップさせていくのが難しい。 スタッフが少なく営業できない。
その他	作業所や施設のネットワークが弱い。

イ 問題点

アンケートから見える対象事業所の工賃向上に関する課題としては、次の点が考えられます。

小規模作業所全体に対する工賃の底上げ。
商品開発や販路拡大に必要な企業的な経営手法やスキルの不足。
行政への依存体質からの脱却。
保護者及び利用者の就労や工賃アップに対する意識改革。
作業の効率化や利用者個人のスキルアップ及びそれを支える事業所職員の指導能力の引き上げ。
事業所間又は事業所と企業間におけるネットワークの未構築。

ウ その他（県の意見）

工賃アップを目指さない作業所は、今後、作業所に対する支援が見直しされる中、どこを目指しているのか、将来設計はどうなっているのか心配な部分があります。

なお、県としては、今後はこれらの作業所についても、フォローなり相談体制を整備していく必要があるものと考えます。

障害福祉サービス提供の実施主体は市町村であることから、今後は市町村も取り込んだ形での支援が必要であると考えます。

（3）対象事業所への再アンケートの実施

検討委員会からの指摘を受けて、再度「事業所の現状及び課題と今後の支援策」について、各対象事業所に対して、アンケートを実施しました。

ア 「事業所の現状及び課題と今後の支援策に関する調査」を事業所に郵送し、記入を依頼。約2週間空けて10月の第一週に各事業所を訪問し、アンケートの内容について聴取しました。

イ 対象となった事業所の数は93です。内訳は次のとおりです。

小規模作業所	59
授産施設（小規模通所を含む）	24
就労継続B型	10

ウ 全対象事業所から調査票を回収しましたが、このうち、無回答の事業所が1あったため、有効回答数は92でありました。

エ なお、小規模作業所59の規模（今年7月の1日当たり平均利用者数）別内訳は次のとおりであります。

5人以下	24
5人超10人以下	26
10人超	9

オ 現状における課題〔多かった回答内容〕

- 事業を行うための設備が不十分である。(性能が劣ったり、容量が不足している等)
- 支援を行う職員の数が少ない。(運営費が足りない)
- 収益性の高い自主事業(製品)が見つけれられない。
- 福祉施設に対する仕事(受託作業)が少ない。
- 利用者を指導する立場の職員の技術が不足している。

カ 必要と思われる支援策〔多かった回答内容〕

- 授産事業を行うために必要な設備整備に対する県の助成制度の創設
- 人的支援(職員数及び利用者数の増員)
- 市場のニーズを踏まえた新商品(サービス)を開発するための援助
- 企業や地域との連携や出会いの場の提供
- 授産事業の収益を職員の給与面に反映させる等の待遇改善に係る仕組み作り

(4) 課題・支援策に対する県の考え方(新事業体系への移行の促進)

小規模作業所においては、アンケートにある課題・支援策のうち、職員数の不足・職員の待遇改善・企業や地域との連携の場の確保等については、新事業体系に移行し収益がアップすることにより、必要な職員を確保できるなど、課題等が解消できることもあります。

このため、今後、当該工賃3倍計画に併せて、小規模作業所の新事業体系への移行も推進していく必要があるものと考えます。

3 目標工賃

(1) 鳥取県目標工賃

平成23年度の鳥取県目標平均工賃 月額33,000円以上

(2) 目標工賃設定の考え方

目標工賃は、計画最終年度となる平成23年度における対象事業所の平均工賃月額を目標として示したもので、このたびの取組全体の目標となるものです。

(3) 鳥取県目標工賃額の算出方法

ア 目標工賃は、障害基礎年金等の所得と合わせて、「地域で経済的に自立して生活するために必要な所得を確保できるように設定」することが最低限必要です。

イ 地域で自立して生活するために最低限必要な所得を「月額約10万円」と推定します。(国が定めた金額と同じに設定しました)

ウ 鳥取県における平均工賃は約11,000円/月です。(平成18年度)

エ よって、平成23年度の目標工賃については、障害基礎年金2級相当額66,000円/月と100,000円/月の差額とし、平成18年度の県平均工賃額11,000円/月の約3倍に当たる33,000円/月を目標とします。(下記参考を参照)

(4) 対象事業所における目標工賃の設定

ア (1)の目標工賃は、あくまでも県全体としての目標であり、各対象事業所においては、当該目標工賃を目安に、各事業所における現状(作業の量や質、利用者の意向等)、地域性、利用者に必要な生活費及び所得額等を参考に、独自の事業計画を作成し、それに基づく工賃引き上げ計画(引き上げ策及び引き上げ額)の作成が必要です。県は、各対象事業所の主体的な取組に対して支援を行います。

全ての対象事業所の工賃を現在の3倍にするということではなく、また全ての対象事業所の工賃を現在の額から月額33,000円以上に引き上げるといった計画ではありません。

県が定めた目標工賃を目安に、各対象事業所ごとに、主体的かつ独自に工賃引き上げに取り組み、その取り組みに対して県は支援を行うものであり、3倍とか33,000円の実現を各対象事業所に強制するものではありませんので、御承知ください。

イ 目標工賃達成のためには、事業所内での意識の統一が必要であり、その目標に向かって経営者(代表者)以下、職員・利用者・保護者等関係者が一丸となって取り組んでいく必要があります。

ウ 目標額の設定単位は、月額を基本としますが、利用者の生産活動に従事する時間や地域性を考慮して、時給又は日給の目標額を設定することも可能です。

参考

利用者モデル	20歳～40歳、一人暮らし、障害基礎年金2級受給者
所得額	障害基礎年金2級 月66,008円(A)
支出額	生活費 鳥取市生活保護費「最低生活費」 95,153円(B) 障害福祉サービス利用料(就労継続支援B型) 3,750円(C)
	(B)+(C) 100,000円 1月約10万円は必要。
必要工賃	生活費(B)+障害福祉サービス利用料(C)-所得額(A) 95,153円+3,750円-66,008円 33,000円

4 取組の方向性

(1) 取組の前提

ア 就労を希望する障害のある方の雇用形態については、本人の希望や適性にもよりますが、最終形としては、福祉的就労よりも一般就労（高い工賃が支払える就労継続支援A型事業所も含む）がより望ましい形態であると考えます。

イ よって、このたびの取組においては、あくまで、一般就労への移行を優先させた上で、工賃向上に向けた取組を行うこととします。

〔就労希望場所：H18.6ニーズ調査結果より〕

（単位：％）

役所や会社などの一般企業等	授産施設、小規模作業所福祉工場	自営業	自営業の手伝い	在宅就労	その他	合計
40.3	26.9	8.4	4.4	11.1	9.0	100.0

(2) 取組の視点

ア 意識改革の推進

取り組みに当たっては、まず、事業所経営者をはじめとした職員全てとその利用者及びその家族の意識改革が大きな鍵、必要条件となります。

その上で、事業所経営者の強いリーダーシップの下、事業所職員が主体的に取り組みを進める必要があります。

事業所理念の再確認

「利用者の就労を支援する」という事業所としての本来の目的に立ち、事業所の経営理念・経営方針を再確認し、再構築し、経営者以下職員の意思の統一を図る必要があります。

居場所づくり的な意識から脱却し、就労支援に当たっては、「作業」から「仕事」という意識を醸成する必要があります。併せて、「仕事」や「働く」ということに対する意識改革も必要です。

事業所の主体的な取り組み

事業所自身の「主体的な」取り組みが工賃向上の鍵となります。

取り組みに当たっては、事業所経営者の強い意志に基づくリーダーシップが不可欠です。

「工賃アップ」の意味について、事業所経営者を始め、職員・利用者・家族の全体で十分に共通理解を行うことが、今後この計画を進めていく上で重要です。

工賃アップの実現に向けては、事業所が主体的に「工賃引き上げ計画」を作成することが必要です。

利用者、家族の「働く」ということに対する合意形成

事業所の職員は、利用者の「働きたい」というニーズ（就労意欲）を尊重し、それに応えるための努力が必要です。

働くことによる社会参加、地域貢献は、障害者の重要な権利です。

利用者と家族の間に就労に対する意識のずれがある場合が多く、就労に対する家族の理解と協力を得て実施していく必要があります。

利用者に対してきちんと「工賃アップの必要性」について説明し、その上でどのような働き方を望んでいるのか、複数の選択肢を用意し利用者決めてもらうプロセスが重要です。

イ 経営ノウハウの導入

対象事業所においては、福祉サービスと経済活動を両立させる必要があることから、積極的に経営ノウハウの習得や外部からの人材導入を図り、事業所の経営力を強化する必要があります。

企業的経営観点の導入

経営分析、経営管理（必要経費を賄うための適切な価格設定、目標販売量の設定手法、適切な人事管理手法など）、マーケティング等の経営に関する手法の導入を図る必要があります。

工賃を人件費と同様に「固定費」と捉えて経営計画を立てる必要があります。

専門ノウハウの習得

製造、デザイン、販売等個別の専門ノウハウの導入を図る必要があります。

職員の就労支援技術の向上を図る必要があります。

作業科目の選定

第3次産業等への進出又は別業種への転換も積極的に検討する必要があります。

バザー等に頼らず、一般消費者に評価され、普通に売れるような商品づくりを行う必要があります。

経営効率化、競争力アップの観点から、作業科目の重点化、絞り込みも有効な取り組みです。

清掃業務の受託など製品作り以外への転換についても検討する必要があります。

ウ 地域との連携推進

地域と事業所とのネットワーク構築を強化し、地域全体で事業所を支える仕組みづくりの推進及び事業者が地域に貢献していくことも必要です。地域との関わりが強くなることで、生産活動の受注が活性化・容易になるとともに、官民からの仕事の発注も期待できます。

また、事業所側からも地域活動に積極的に参画し、地域での認知度、存在感を高める必要があります。

地域の特色を生かした生産活動

地域の特色を生かした取り組みや商品づくりは、競争力の強化や地域振興、地場産業の後継者づくりの観点からも有効です。

地域づくりへの積極的な参画

事業所のファンづくりを進めることが必要です。

NPO、ボランティアとの連携の推進を図る必要があります。（例えば、パンや菓子作りの技術・特技を持った地域の主婦等）

地域の構成員の一員として、積極的な地域づくりへの参画が必要です。

事業所の情報を幅広く周知するため、公報やケーブルテレビなどのマスコミを活用して、地元等に対して情報提供を行います。

各市町村ごとに設置される自立支援協議会等において、事業所に対する地域支援のあり方が検討されるように、自ら積極的に働きかけることも有効です。

企業の活用

企業から適正価格での仕事の受注を進める必要があります。

販売、広告、宣伝等に関して企業と提携することも有効です。

商工団体のネットワークの活用や連携、協力体制を構築することも有効です。

記念品などで企業に授産製品を買い上げてもらうなど、企業に対して授産製品の販路拡大を働きかけることも必要です。

既存事業者の移行が進まない場合は、障害福祉サービス事業への企業の参入を促進する必要もあります。

工賃アップのためには、施設外支援・施設外就労をはじめ施設外の活動を積極的に拡大していく必要があります。

施設外支援 職場実習等の事業所以外の場所での活動

施設外就労 利用者と職員がユニットを組み、企業から請け負った作業を企業内で行う（企業内就労）

官公需の促進

行政機関からの仕事の委託、授産製品の購入等の機会を拡大する必要があります。

なお、20年3月から、普通地方公共団体の契約において、新たに障害者支援施設等からの役務提供を随意契約事由とする旨の法改正が行われました。（今までは、障害者支援施設等においてその活動の成果として製作された物品を買い入れる契約のみが規定されていました）

障害者支援施設 生活介護事業、就労継続支援事業、就労移行支援事業を行う事業所、小規模作業所、旧法施設等

官公需 国や公団、地方公共団体等が、物品を購入したり、サービスの提供を受けたり、工事を発注したりすること。

5 具体的に取り組む支援策

(1) 平成20年度に取り組む施策

ア 企業開拓員の配置

平成19年度に引き続き、企業開拓員を配置し、小規模作業所等の職域拡大や授産製品の販路拡大等に努めます。

委託先：NPO法人鳥取県障害者就労事業振興センター

業務：企業開拓員を配置し、次の業務を行う。

- ア 職域開拓や販路拡大
- イ 企業と小規模作業所等との協働のネットワークの構築
- ウ 仕事の受注他

イ 作業所製品等品評会及び商談会の開催

作業所等製品の一般市場における現状を把握するとともに、その結果を基に作業所製品の必要な改善（改良）を行います。

また、作業所等製品のPR及び販売促進のため、企業や小売業者等を対象とした商談会を開催します。

委託先：NPO法人鳥取県障害者就労事業振興センター

内容：〔品評会（年1回）〕

- ・モニター（20名）による作業所等製品の品評、アドバイス
- ・優秀作品は、一般市場においてテスト販売を実施（6か月程度）

〔商談会（年2回×3か所）〕

- ・東中西部地区でそれぞれ開催予定
- ・小売業者、食品スーパー、コンビニ事業者等を対象予定

ウ 研修の実施

対象事業所の主体的取組を推進するため、事業所の代表者、職員、利用者及び保護者を対象とした各種セミナー等を開催します。

ビジネスマナー研修会の開催（2回開催）

販路拡大等ビジネスを行う上で、ビジネスマンとしての最低限必要なマナーを修得するための研修を行います。

就労セミナー及び企業見学会の開催（1回開催）

事業所の代表者及び職員を対象として、「働いて収入を得て自立する」ということについてセミナーを開催することにより、工賃アップのための戦略やビジョンを持つことの重要性を認識してもらうとともに、企業見学会を開催し、職員等実際に企業で働くということを実感してもらうとともに、職員等の意識改革を行います。

その他の研修

平成19年度に引き続き、障害者本人や保護者の就業支援や事業主への障害者雇用の啓発等のため、次の研修を実施します。

研修会名	研修会の内容等
就労支援担当者研修会	福祉施設の職員、特別支援学校の教員を対象に、就労支援（指導技術）のノウハウに係る研修会を開催。
雇用促進セミナー	企業に対して、障害者雇用に関する理解を深めるとともに、併せて障害者の雇用の促進と職場定着を図ることを目的としてセミナーを開催。
就業支援説明会	障害者本人及び保護者を対象に、就労への意欲喚起のための説明会を開催。

エ 相談体制の整備（充実）

作業所等が抱える各種の課題・問題点を解決することにより、作業所等の経営改善や安定経営、売上アップや新規事業の開発及び販路拡大等を実現するために、各課題等に対応する相談窓口を振興センターに設置するとともに、各課題等に対応できる専門家とアドバイザー契約を結んで、各種相談に対応（契約アドバイザーの派遣を含む）します。

〔事業概要〕

振興センターは、相談を受け付けた場合は、相談内容により契約したアドバイザーの中から適任者を選任し連絡する。

契約アドバイザーは相談者からの電話相談を受け付ける。

振興センターは契約アドバイザーと協議の上、相談内容等に応じて、相談者に対して直接、契約アドバイザーを派遣し、助言・指導を行う。

〔契約アドバイザー〕

次の業務の専門家を契約アドバイザーとします。

販売促進等アドバイザー（トータルコーディネーター）

ものづくりアドバイザー（デザイン・パッケージ等）

〔経費負担〕

契約アドバイザーへの電話相談は無料とする。

契約アドバイザーの派遣を受けた各小規模作業所等は、派遣に係る経費の一部（定額）を負担するものとする。

オ 振興センター機能強化事業

振興センターは、現在、事務局が西部地区にあることから、東部地区に振興センターのサテライト機能を持った事務所を新規に開設することにより、東部地区の作業所等の要望に迅速に対応します。

補助先：NPO法人鳥取県障害者就労事業振興センター

内容：振興センターの機能を東部地区にもとの要望を受け、東部地区に、振興センターのサテライト機能をもった事務所を開設

- ・駐在員1名を配置

- ・主に東部地区施設、小規模作業所の相談、販路拡大、職域拡大等の業務を行う。

カ 先進的事業所の情報提供

県内における「就労移行支援事業」を実施する事業者が増加するよう、当該事業を行っている事業者（旧法施設、小規模作業所、就労継続支援事業所等）に対して、当該移行支援事業に関する説明会を実施し、当該事業の内容等の理解を深めます。

〔対象者〕社会福祉法人及び施設、小規模作業所の代表者、職員

〔研修内容〕県内外の就労移行支援事業に取り組んでいる事業者の先行事例を説明するとともに、意見交換を行う。

〔開催回数〕東・中・西部において各1回ずつ開催する。（半日程度）

キ 事業所ごとの工賃の公表

利用者、保護者向けの事業所情報として、事業所が設定する目標工賃、毎年度の平均工賃実績、一般就労実績、作業科目等を県のホームページで公表するとともに、広く県民に周知するため、情報機関に情報提供します。

ただし、その公表方法については、単に平均工賃を公表するのではなく、一般就労の実績を加味するなど指標の取り方について工夫を行います。

（２）今後検討を要する事業

ア 施設職員の待遇改善

一定の成果（工賃のアップ）を出した事業所に対して当該職員の人件費を助成する等のより工賃向上に向けた取組を積極的に支援し、事業所職員のやる気と待遇改善を図れるような仕組み作りについて今後検討します。

イ 施設職員を対象とした研修会の開催（拡充）

事業所の収入アップや工賃アップのため、経営感覚（経営全般）や専門技術（授産関係）又は利用者の指導技術に特化した専門分野における研修会の開催について、今後検討を行います。

授産事業の専門家を事業所に派遣したり、反対に事業所職員を民間企業に派遣することで、技術習得等を行い工賃アップを目指します。

ウ 設備整備（授産施設）に対する助成

新規に授産事業を開始するために必要な設備整備に必要な経費について、県において助成する制度の必要性について、今後検討します。

併せて、工賃水準等の向上を図るために設備投資又は事業用資金（運転資金）の借入を行う場合、その融資に係る担保提供の円滑化と融資コストの低減を図り、工賃水準等向上に資するため、（財）社会福祉振興・試験センター等が行う債務保証を利用する場合に要する経費の補助について、今後検討を行います。

エ 授産製品の販路拡大

インターネットを利用した授産製品の販売促進について、支援制度の創設を含めて今後検討を行います。

授産商品の販売について、「福祉の店」が大きな役割を果たしている現状を鑑み、より福祉の店の主体性が発揮されるよう事業内容（補助制度）の見直しを行い、授産製品の販売向上に努めます。

販路の拡大に必要なマーケティング等に要する経費の助成について、今後検討を行います。

オ 新規事業等モデル事業の創設

障害者による農業又は環境関連の事業実施の可能性について、今後農業関係者又は環境団体等と協議を行うとともに、モデル事業の創設等について検討を行います。

作業所の新体系への移行や就労支援、施設における工賃アップ等様々な課題に対応するために、新たな組織の在り方について、今後検討を行います。

企画提案型のビジネスモデルの募集等による高収益型モデル事業の実現に向けて、今後検討を行います。

就労継続支援 A 型事業所又は就労移行支援事業所の新設に向けて、今後新たな支援策等(開設に係る経費への助成等)について検討します。(より高い工賃の払える事業所を確保するためにも、今後、就労継続支援 A 型事業所を増やしていくことが必要と考えます。)

カ 地域との連携

市町村、社会福祉協議会や中小企業等と各地区や各圏域ごとに「検討会」を設置し、地域における地域性を活かした地域社会資源の強化について検討します。

キ 官公需の促進

県機関及び各市町村における業務発注及び物品の購入を促進するように取り組みます。

県立施設からの発注業務(清掃等)の委託が進む仕組み作りについて、関係部局と検討します。

6 計画実行の年次計画

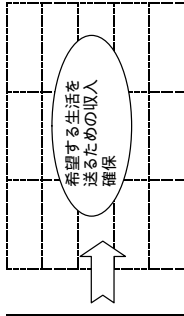
(1) 第 期(平成19年度~平成21年度)

- ア 具体的支援策に取り組むとともに、検討が必要な事業については、その事業化の是非について引き続き検討を行います。(事業化が必要と判断されたものは、適宜予算化を目指します)
- イ 対象事業所に対して、広く工賃引き上げ計画の取り組んでいただくための支援を行います。

(2) 第 期(平成22年度~平成23年度)

- ア 第 期の結果を踏まえて、必要に応じて目標工賃及び具体的支援策等の見直しを行います。
- イ 全ての対象事業所において、自主的に工賃アップに取り組んでいただけるような仕組み作りを構築します。

計画実行の年次計画



平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
□ □ □	↑	↑	↑	↑
平均工賃(実績) 10,983円	目標工賃 33,000円			
工賃3倍計画検討委員会				
計画策定 及び 点検評価	点検・評価	中間総括 計画見直し	点検・評価	総括
第 期				
<p>最終的には20年度の成果等を踏まえて実施内容を決定する</p> <p>検討委員会の開催</p> <p>企業開拓員配置</p> <p>各種研修会の開催</p> <p>企業への事業所職員の派遣</p> <p>先進的事業所の情報提供</p> <p>工賃公表</p>	<p>品評会及び商談会の開催</p> <p>相談体制の整備 (アドバイザー派遣)</p> <p>振興センターの機能強化</p> <p>事業所での取組を支援</p>	<p>最終的には20年度の成果等を踏まえて実施内容を決定する</p> <p>21年度の見直し結果を踏まえて、具体的な支援策を実施する。</p>	<p>事業所の主体性を確保できるような取組を実施</p>	<p>事業所が自主的に取り組む</p>
第 期				
具体的な取組等				

7 推進体制

(1) 計画検討委員会

鳥取県小規模作業所等工賃3倍計画検討委員会において、計画の策定、事業実施の評価・点検、及び計画の見直し等を行います。

(2) 県

ア 計画に基づき、具体的な取組を事業化して実施します。また、市町村自立支援協議会等を通じて対象事業所への支援がなされるよう、市町村に協力を働きかけます。

イ 対象事業所が工賃引き上げ計画を策定するように働きかけるとともに、協働して工賃引き上げに取り組みます。

(3) 対象事業所

計画期間中に全ての対象事業所での工賃向上に向けた取組を目指します。

参 考 资 料

平成 1 8 年度工賃実績（全国平均との比較）

施設種別	全 国		鳥 取 県	
	施設数（箇所）	平均工賃（円）	施設数（箇所）	平均工賃（円）
就労継続支援 A 型事業所	83	101,116.5	1	93,370.4
就労継続支援 B 型事業所	587	11,875.0	4	9,399.8

福祉工場	身体	31	172,983.4	0	0.0
	知的	54	84,112.0	1	98,494.2
	精神	15	60,686.8	0	0.0
福祉工場合計		100	118,460.4	1	98,494.2

授産施設	身体	入所	203	18,117.3	3	13,376.4
		通所	368	19,393.8	4	20,019.9
	知的	入所	231	10,334.3	4	11,003.7
		通所	1,714	11,502.2	20	13,464.9
	精神	入所	27	10,945.6	0	0.0
		通所	294	12,745.4	2	18,184.0
入所・通所授産施設合計		2,837	12,765.7	33	14,022.6	

小規模通所授産施設	身体	261	10,414.8	2	13,750.8
	知的	392	10,895.5	4	11,751.6
	精神	396	7,334.8	4	8,024.4
小規模通所授産施設合計		1,049	9,273.8	10	10,385.6

全施設平均工賃	4,656	15,257.4	49	17,232.8
---------	-------	----------	----	----------

工賃倍増計画対象施設（ ）	4,473	12,222.3	47	13,366.1
---------------	-------	----------	----	----------

就労継続支援 B 型事業所 + 授産施設 + 小規模通所授産施設

事業所に対するアンケート調査の結果について

「事業所の現状及び課題と今後の支援策に関する調査」を事業所に郵送し、記入を依頼。約2週間空けて10月の第一週に各事業所を訪問し、アンケートの内容について聴取した。

対象となった事業所の数は93。

小規模作業所	59
授産施設（小規模通所を含む）	24
就労継続B型	10

全対象事業所から調査票を回収したが、このうち、以下でとりまとめた問について無回答（他の問については回答あり）の事業所が1あったため、有効回答数は92。

なお、小規模作業所59の規模（今年7月の1日当たり平均利用者数）別内訳は次のとおり。

5人以下	24
5人超10人以下	26
10人超	9

【事業所の今後の運営方針】

貴事業所の今後の運営方針（運営の方向性）は、次のどれに該当しますか。

項 目	件数	割合
ア 就労支援（就労移行）に取り組んでいきたい。	11	12.0
イ 就労の場として、利用者の工賃アップに取り組んでいきたい。	23	25.0
ウ 就労の場と日中活動の場の両方に取り組んでいきたい。（多機能型事業所）	50	54.3
エ 日中活動（余暇活動、創作活動及び生活介護等を含む）の場として取り組んでいきたい。	9	9.8
オ どうしていいのかが方針が決まらない。	7	7.6
カ その他	2	2.2
・当面はエ、様子を見てウの可能性あり。 ・設立の思い（人間らしく生きるために／社会の一員として人とかがわりながら暮らしたい／だって働きたい）を継続する。		
計	102	110.9

「割合」は、有効回答のあった事業所数92を分母とする。

重複回答は、「アとイ」が3カ所、「アとウ」が7カ所。

【就労移行に取り組む理由】 で「ア」と回答した事業所のみ

貴事業所で主として利用者の就労支援について取り組まれる理由は何ですか。（複数回答可）

項 目	件数	割合
ア 元々、事業所として就労支援を目指している。	6	54.5
イ 一般就労できそうな利用者がある。	4	36.4
ウ 施設の運営上、就労継続支援事業だけでは不安定である。	4	36.4
エ 将来は就労支援も重要な支援と考えている。	6	54.5
オ その他	1	9.1
・これまでも、本人が希望し、就労の可能性のある利用者には就労支援をしてきた。		
計	21	190.9

「割合」は、 で「ア」と回答した事業所数11を分母とする。

【工賃アップへの取組に対する考え方】 で「イ」又は「ウ」と回答した事業所のみ

貴事業所では、利用者の工賃アップについて、どのように取り組んでいきたいとお考えですか。

項 目	件数	割合
ア 自主的に「工賃引き上げ計画」を作成するなどして、積極的に工賃アップに取り組んでいきたい。	29	39.7
イ 自主的ではないが、県からの支援（策）があるのであれば工賃アップに取り組んでいきたい。	14	19.2
ウ 積極的に工賃アップに取り組むことまでは考えていないが、利用者のためにできれば工賃はアップしたい。	17	23.3
エ その他	13	17.8
・多くは、「自分たちでも取り組むが県の支援も必要」とか、「工賃はアップしたいし、そのための方策を考えないわけではないが、なかなか難しい」というような、選択肢ア・イ・ウのそれぞれの間、あるいはいくつかにまたがるような内容であった。 ・その他、「すでにやっている」「最近アップしたところで、当面は今のままでいく」というところもあり。		
計	73	100.0

「割合」は、 で「イ」又は「ウ」と回答した事業所数73を分母とする。

【日中活動に取り組む理由】 で「エ」と回答した事業所のみ

貴事業所では、主として日中活動の場として取り組まれ、就労の場（工賃アップ）として取り組まれない理由は何ですか。（複数回答可）

項 目	件数	割合
ア 事業所として交流やレクリエーション等日中活動の場であることが重要で、工賃アップが目的（方針）で運営しているわけではない。	6	66.7
イ 利用者に今以上の作業を強いることはできない（無理をさせたくない）。	5	55.6
ウ 利用者が工賃アップを望んでいない。	1	11.1
エ 工賃アップには取り組みたいが、現状を考えると工賃アップは困難なので諦めた。	4	44.4
オ その他	1	11.1
・工賃アップは考えているが理想どおりには難しい。		
計	17	188.9

「割合」は、 で「エ」と回答した事業所数9を分母とする。

【今後の方針が未決定の理由】 で「オ」と回答した事業所のみ

今後の方針が定まらない理由は何ですか。（複数回答可）

項 目	件数	割合
ア 施設長、職員、利用者又は保護者との相互の意見が合わない。	0	0.0
イ 障害者自立支援法における新事業体系等がよく分からないので方針が決められない。	1	14.3
ウ もう少し様子を見たいと考えている。	2	28.6
エ その他	5	71.4
・意思決定するところがない。リーダー的存在なし。 ・現在、作業内容等、あり方を見直している。 ・単独では無理であり、合併等も検討したい。在学中の障害児のニーズ調査も必要。 ・新体系に移行して、利用者の確保、経営的に継続可能かどうか分からない。 ・どうしたらいいのかわからない。適当な作業もない。		
計	8	114.3

「割合」は、 で「オ」と回答した事業所数7を分母とする。

【工賃をアップするための問題点】

工賃をアップするためには、現状と比較して何が問題（課題）であるとお考えですか。5つまで選んで、重要と思われるものから順番に番号を記入してください。

項目	件数	割合	1	2	3	4	5
ア 事業所としての今後の方向性や具体的な運営方針が定まっていないので、どのように取り組んでいけばいいのかが分からない。	7	2.2	4	0	2	1	0
イ 利用者又は保護者が働くということに対して意識が低いように感じられる。	23	7.1	4	3	4	7	5
ウ 支援を行う職員の数が少ない。(運営費が足りない)	44	13.7	19	7	7	4	7
エ 事業所職員の給与水準が低く、優秀な人材が集まりにくい。	27	8.4	6	9	7	3	2
オ 利用者の数が少ない。	22	6.8	8	0	4	6	4
カ 事業を行うための設備が不十分である。(性能が劣ったり、容量が不足している等)	45	14.0	10	12	8	6	9
キ 自主製品を作っても売るところ(販路)がない。	18	5.6	4	2	8	4	0
ク 利用者を指導する立場の職員の技術が不足している。	30	9.3	4	2	10	9	5
ケ 福祉施設に対する仕事(受託作業)が少ない。	40	12.4	10	18	3	4	5
コ 収益性の高い自主事業(製品)が見つけれられない。	43	13.4	19	9	6	5	4
サ 地域とのつながりがない。	7	2.2	0	0	1	3	3
シ その他	16	5.0	10	2	0	1	3
<ul style="list-style-type: none"> ・受託工賃が安い。 ・企業の理解・受入が乏しい。(企業内授産は単価が高いが、減ってきている。) ・利用者の障害等の特性により、ムリはできない。 ・懸命に働いているが、量の増加が難しい。(障害とつき合いながら働いている) ・利用者の体調の波が激しく、仕事の進め具合が安定しないので、注文を取って納めるような仕事ができない。 ・受託作業の内容は障害のある人に合わないものが多い(技術的に) ・利用者の技術的問題。 ・レクリエーションの時間を短くせざるを得なくなる。 ・現在の建物をいつまで使わせてもらえるか先が見えないが、他に良いところがなく、出ることができない。 ・当作業所の業務の特殊性から、事業内容が予測しにくい。 ・品質管理の体制が不十分。 ・ネットワーク(仲間)作りが思うようにいかない。 ・施設職員の意識改革。 							
計	322	100.0					

【工賃アップに必要な支援（策）】

工賃をアップさせるために必要と思われる支援（策）は何であるとお考えですか。5つまで選んで、具体的な支援の内容等を記入してください。

項目	件数	割合	1	2	3	4	5
ア 今後の方針（方向性）を検討するために必要な情報提供や各種セミナー等の開催	8	2.6	6	0	1	0	1
イ 利用者や保護者に働くという意識を芽生えさせるための啓発や各種セミナー等の開催	17	5.6	6	2	4	3	2
ウ 事業所・運営母体の責任者及び職員の意識改革のための研修会やワークショップ（意見交換の場）の開催	10	3.3	5	3	2	0	0
エ 授産事業の収益を職員の給与面に反映させる等の待遇改善に係る仕組み作り	23	7.6	12	3	3	3	2
オ 人的支援（職員数及び利用者数の増員）	43	14.2	17	12	6	5	3
カ 授産事業を行うために必要な設備整備に対する県の助成制度の創設	45	14.9	17	13	9	3	3
キ 新たな融資制度の創設	11	3.6	4	2	2	3	0
ク 現商品（サービス）の品質向上や販路の拡大するための商談会や品評会等の開催	18	5.9	5	3	6	3	1
ケ 職員の指導技術のスキルアップのための研修会の開催	11	3.6	2	3	1	4	1
コ 新規事業（収入増）を行うためのモデル事業等の創設	17	5.6	7	3	4	1	2
サ 市場のニーズを踏まえた新商品（サービス）を開発するための援助	34	11.2	13	5	6	5	5
シ どのようなことでも気軽に相談できる体制の整備	20	6.6	9	0	2	6	3
ス 企業や地域との連携や出会いの場の提供	30	9.9	9	6	4	3	8
セ その他	16	5.3	10	2	1	2	1
計	303	100.0					

【支援策に対する具体的な意見】

- 印 今まで既に実施している事業（商工労働部分等を含む）
- 印 今後実施予定の事業（今年度又は来年度）
- 印 他の機関等に対応可能な事業

ア 今後の方針（方向性）を検討するために必要な情報提供や各種セミナー等の開催

【小規模作業所 5～10人】

先進的な事業所などの講演。
新事業体系の内容がよく分からないのでセミナーの開催。
経理がよく分かるような研修会。

【小規模作業所 10人～】

新体系の内容がよく分からないので説明会や施設経営全般に必要なセミナー。

【授産施設】

経営セミナー等、施設に来て説明して欲しい。
成功例の情報提供。

イ 利用者や保護者に働くという意識を芽生えさせるための啓発や各種セミナー等の開催

【小規模作業所 5～10人】

パンフレットやチラシによる啓発。

【授産施設】

サービスを受ける側の意識も変えていくことが大切だということの啓発。
一般就労を目指す方針を説明するとともに、支援法の内容を理解してもらうためのセミナー。
働く意義や必要性についてのセミナー。
情報提供、意見交換の場が大切。
就労意欲を高めるための講演、セミナー等（ビデオ上映含む）。

【就労継続 B 型】

体・頭が使える人は働かなければならないという啓発。

ウ 事業所・運営母体の責任者及び職員の意識改革のための研修会やワークショップ（意見交換の場）の開催

【小規模作業所 10人～】

コンサルタント派遣を受けたい。
先進事例の紹介。

【授産施設】

東部での研修（中・西部だと作業所を離れる時間が長くなり、行けない）。

エ 授産事業の収益を職員の給与面に反映させる等の待遇改善に係る仕組み作り

【小規模作業所～5人】

意欲付けの意味も込めて。
段階を経た補助金の減少。他の助成の創設。

【小規模作業所 10 人～】

経理担当者・専門技術者を雇用するための補助の上乗せ。

【授産施設】

授産事業の必要経費として。 就労支援事業会計では必要経費として算定可能。

【就労継続 B 型】

施設全体に工賃アップの機運を高めるため。

オ 人的支援（職員数及び利用者数の増員）

【小規模作業所～5人】

新事業への一時的な専門職の導入。

利用者増を図り、指導体制の確立を図りたい。

作業所の情報を公報等で広く知らせる。

職員ばかりが増えてもいけないが、急に利用者だけが増えても困るので、まず体制づくりができるように支援してほしい。

【小規模作業所 5～10人】

技術指導のための有料講師に係る費用（旅費・謝礼等）の支援。

良い人材（職員）の確保。

重度の障害者を受入れ、活動を行うには職員の増員が必要。

【小規模作業所 10 人～】

利用者の募集。

【授産施設】

職員が病気になったときすぐ来てくれる人の確保。

利用者の高齢化等により職員の作業が増えており、職員数増のための援助が必要。

経営感覚を持ち合わせた人員の補強のためのセミナーや勉強会・説明会。

有能な職員の配置、雇用に対する助成。

専門的な技術を持った職員探し及び雇用のための助成。

専門的な技術を身につけさせるための経費への助成。

研修時の穴埋めに対する人件費補助。

無償ボランティアの派遣。

経営コンサルティングの派遣。

【就労継続 B 型】

職員不足で研修に参加できない。

利用者の確保について町の協力は必要。

カ 授産事業を行うために必要な設備整備に対する県の助成制度の創設

【小規模作業所～5人】

新規の建物を建てることもできるように。

パソコン等の現物支援。整備事業の継続。

【小規模作業所 5～10人】

新体系移行前でも事業計画に対する援助が欲しい。

賃借料等に対する助成。

駐車場確保及びその費用の援助。

- 【小規模作業所 10人～】
新事業を実施するための設備、施設の改修に対する支援。 基金事業等。
- 【授産施設】
自主製品に取り組むためのイニシャルコスト及び人材派遣に対する助成援助。
移行を前提としない設備に対する助成。
- 【就労継続 B 型】
移行済みの施設にも助成すべきである。

キ 新たな融資制度の創設

- 【小規模作業所～5人】
現在の施設の整備（整備対象外の整備）。
地域をおこす作業種を考えたい、その為の制度。
職員を増員できるよう募集の段階できちんと資金計画が立てられるように。運営費の入る時期が市町村でまちまち。助成金の入金時期が遅い。それまでの人件費を確保できるよう低利の支援を。
- 【小規模作業所 10人～】
無利子貸付制度の創設。
- 【授産施設】
使いやすい融資制度が必要。
- 【就労継続 B 型】
金利ゼロ、保証人不要の融資制度。

ク 現商品（サービス）の品質向上や販路の拡大するための商談会や品評会等の開催

- 【小規模作業所～5人】
イベント会場等でコーヒー販売できる機会の提供。
福祉の店に対して情報提供している。
- 【小規模作業所 5～10人】
企業などに記念品として製品を買い上げて欲しい。
- 【小規模作業所 10人～】
学校の購買、運動会のバザーで自主製品を販売できよう教委へ働きかけ。
ネット販売のための資金援助。
- 【授産施設】
ネットを上手く利用して販路の拡大ができないか。

ケ 職員の指導技術のスキルアップのための研修会の開催

- 【小規模作業所 5～10人】
収益性の高い商品の開発、利用者の指導のための研修。
- 【小規模作業所 10人～】
食品加工等の技術指導。
- 【授産施設】
職員のジョブコーチとしてのスキルアップのための研修。

【就労継続 B 型】

職員が少なく研修に参加できない。

コ 新規事業（収入増）を行うためのモデル事業等の創設

【小規模作業所～5人】

受注支援。委託事業を増やす。入札等参加条件の緩和。

【小規模作業所10人～】

収益性の高い自主製品を作るための技術指導者の雇用補助。

【授産施設】

収入増につながる仕事の紹介。

【就労継続 B 型】

収入増の仕事を他の施設に展開する仕組み作り。

自分の所がモデル事業をしたい。

サ 市場のニーズを踏まえた新商品（サービス）を開発するための援助

【小規模作業所～5人】

地域性を考慮した市場の中で、工賃を上げていくためのスキルアップと個別相談。

それぞれの事業所にどんな可能性があって新商品などを開発できるか、アドバイスがほしい。

利益をアップさせるとともに、利用者の満足のいく活動をするために必要な技術指導。

【小規模作業所5～10人】

情報とアイデアの支援体制。

道の駅など公的なところで売れる場所がほしい。県庁などに作業所コーナーみたいなのがほしい。

【小規模作業所10人～】

ニーズ調査・マーケット調査の実施（又は事業所が実施する場合の経費補助）による売れる商品の開発援助。

個々の作業所でなく地域全体での事業をマネジメント。

利用者と職員へのセミナー。

【授産施設】

情報収集ツールの導入、環境ビジネスに関する商品開拓情報の把握。

その道のプロに相当期間指導を受けるか、プロを雇うための支援。

自主製品開発の具体的な提案をしてくれる人の紹介。

それぞれの事業所にどんな可能性があって新商品などを開発できるか、アドバイスがほしい。

【就労継続 B 型】

新商品の企画について専門家のアドバイスを受けたい。（アイデアを出してくれる人）

シ どのようなことでも気軽に相談できる体制の整備

【小規模作業所5～10人】

経営コンサルタントの派遣。
専門の相談窓口の設置。
かつては県の保健師がちょこちょこ訪問してくれ心強かった。

【小規模作業所 10人～】

活動支援センターでなく作業所で相談所の開設。
作業所で取り組める仕事を紹介・斡旋してくれる機関があればありがたい。
振興センター
法人格の取得の事務手続きに関する相談体制。 県総合事務所県民局

【授産施設】

難しいことでなく、毎日の生活上のことで困ったときすぐ相談できるところ。
産業技術センターなどへの相談。
知的障害の特性を理解している相談員の配置。
保健所等必要な許可手続きについての相談体制。

【就労継続B型】

法人会計処理、法人運営、関係機関との連携の取り方等。わからなければ対応できるようにつなげるように。

ス 企業や地域との連携や出会いの場の提供

【小規模作業所～5人】

企業内に入ってから事業開拓。
企業や地域の人に、障害者の作業・能力についてもっと理解してもらい、協力を求める働きかけ。
企業や地域で障害者が関わられる仕事がないかを考える橋渡しのような支援がほしい。

【小規模作業所5～10人】

仕事の斡旋をしてほしい。

【小規模作業所10人～】

地域の企業と行政機関（町）へ、障害者ができる業務の提供を働きかけ（法定化）。
県、市、商工会、中小企業家との懇談の場。

【授産施設】

企業サイドに福祉、障害者、施設のことについて研修する。
商談会等の開催とそれに合わせて商談の場に対応できるスキルの取得やプレゼンの方法を学習するセミナー等の開催。
施設を見てもらう又は企業にPRする機会がほしい。
商工会議所等を通じ、企業への仕事の依頼。
企業や地域で障害者が関わられる仕事がないかを考える橋渡しのような支援がほしい。

セ その他

【小規模作業所～5人】

イベント（バザーの機会）の情報を提供すること、又、イベントを開催すること。
行政関係との連携。障害者就労についての意見交換会の実施。
事業収入につながる具体的情報、（当該作業所の現在の業務内容）に関する

る専門家の意見提供。

役所でアルバイトがしているような単純作業を施設に回してほしい。

現実的なモデル事例（現実からかけ離れていないもの）を示してほしい。

現在の場所の近くで他の作業のできる場所の確保を支援してほしい。

【小規模作業所 5 ～ 10 人】

行政職員にもっと買ってもらうなど売り場の確保。

遊園地、公園などの環境美化の作業を作業所にやらせて欲しい。（町内会に補助金が出ているが、その町内会はあまりその作業を行っていない。）

利用者のスキルアップのための、利用者対象の研修会（指導員に教わるのではなく、自分自身が研修を受けてきて、他の利用者に教える、ということがモチベーションアップになる）。

地域に対する啓発活動（その地域に作業所があることで誰もが住みやすい地域になる、ということ）に対する助成支援。

イベント情報や企業に関する情報など様々な情報がほしい。

東部地区に振興センターの機能が欲しい。

適切な職員配置（少なくとも事務処理に専念できる人員配置）を可能にする補助、又は報酬。

市の保健師に来てもらいたい。

【小規模作業所 10 人～】

アンテナショップ（都内）の設置（福祉商品だけでなく）。鳥取県全体の底上げが必要では。

【授産施設】

実習や企業内支援を受けてくれる企業の斡旋。

高工賃の出せる企業誘致、発注企業に対する恩典。マーケット等で販売する際に県の力添えがあれば置いてもらえやすいのではないか。

企業の理解アップ（作業単価アップ）、実習（企業内支援）の場の確保（企業内支援は報酬が高いので）。

品質管理体制の確立・充実に対する支援。

役所でアルバイトがしているような単純作業を施設に回してほしい。

現実的なモデル事例（現実からかけ離れていないもの）を示してほしい。

役所の中で障害者にできる仕事は施設に回してほしい、また、障害者にできる仕事を施設に回すよう民間企業に働きかけてほしい。

【就労継続 B 型】

仕事の紹介。

その他のコメント

- ・地域と連携し、まちづくりに協力・地域貢献するような仕事をやっていきたい。
- ・工賃アップが強調され、一般就労への適切な支援が行われないことのないよう。
- ・支援の手間のかかる利用者が受け入れられなくなることのないよう。
- ・工賃アップとは言うが、障害者が楽しみながら過ごすことができなくなるなら賛同できない。
- ・自立イコール高い工賃を稼ぐこと、という認識だけで見られることのないよう。

平成19年度 小規模作業所における作業内容一覧表

番号	区分	型	作業所名称	主な作業内容		
				受託作業(内職等)	自主事業(自主製品作成等)	請負事業(清掃等)
1	心身	日中活動型	ねっこ		木製プリンター、塗装、焼き付け	
2		授産活動型	ワークセンターひまわり	電機製品		企業内作業
3		授産活動型	用瀬小規模作業所たんぼぼ	軍手製造、靴下アイロンがけ	バザー(自主製品、農作物他)	清掃(保健センター)
4		授産活動型	小規模作業所未来		テープ起こし、データ入力、名刺作成	
5		授産活動型	なんやこの	電子部品組立	農作業、お祭り等販売差業	
6		日中活動型	若ざくらふれあい作業所	糸のひげきり、下札の穴開け		公共施設の清掃
7		授産活動型	おりもんや		機織り、糸作り、染色	
8		日中活動型	地域生活情報センターリード		H.Pの管理・運営、ピアサポート活動	
9		授産活動型	カフェ&ギャラリーあかり工房		パン、喫茶店	
10		日中活動型	あおぞら		造花製品、布を使った雑貨・小物	
11		授産活動型	IT支援センター		データ入力、広報誌作成、テープ起こし	
12		授産活動型	ひまわり倶楽部作業所		イベント主催	清掃
13		授産活動型	ふるさと		喫茶・食堂、手芸品	
14		授産活動型	お菓子屋くればす		菓子、クッキー	
15		日中活動型	あまつの家	自動車電子部品、箱折り		清掃(福祉センター)
16		授産活動型	ノームの糸車		フェルト出張講習、フェルト雑貨	
17		授産活動型	さざなみ作業所	食品トレーのマット貼り、弁当箱組立	スウェーデン刺繍	
18		授産活動型	福祉作業所いづみ	縫製	描画、染色(シルクスクリーン)、縫製	
19		授産活動型・日中活動型	福祉作業所ひつじの会	椎茸軸切り	クッキー、キャンドル	
20		授産活動型	ほほえみ香房福祉作業所		ジーンズ製品、お茶、備前焼	
21		授産活動型	青谷町共同作業所	和紙型抜き、袋詰め	マット、石鹸、封筒	
22		授産活動型	鹿野小規模作業所すずかけ	電機部品、おしぼり	マット	清掃(総合支所)
23		授産活動型	琴浦ふれあい作業所	箱折り	農園作業	公園・海岸作業
24		授産活動型・日中活動型	ワークショップ・アクティブ		文書入力、小物類、植物の販売	
25		授産活動型	日の出作業所	折り込み封入	手工芸品	
26		授産活動型・日中活動型	ストーク作業所		農産物、ほかし	
27		授産活動型	夢ハウス		テープ起こし、データ入力、名刺作成	
28		授産活動型	福祉作業所つくしの会	洋服の修理作業		
29		授産活動型	小規模作業所「喫茶シンフォニー」		喫茶店	駐車場の草取り
30		日中活動型	小規模作業所十六本松寮		陶器	
31		授産活動型	かめのパン屋さん		パン	
32		日中活動型	むーみん舎		手芸品、牛乳パックリサイクル	
33		日中活動型	小規模作業所アトリエ	箸の袋入れ、電子部品組立	小物類	
34		日中活動型	小規模作業所ありんこ		絵はがき作成、木製パズル、手工芸品	
35		授産活動型	フレンズ	ホッチキス留	食品仕入れ販売	清掃(体育施設)
36		日中活動型	草の根作業所わおふれんず		バザー店頭販売、シール貼り	
37		日中活動型	小規模作業所ゆうゆう	製造業		
38		日中活動型	小規模作業所ドリー		弁当、喫茶調理補助・配達・注文	
39		授産活動型	いちごの広場		手工芸、農作業、漬け物加工	
40		日中活動型	明日葉	スチール巻き、水道パッキン取り	ペーパーナイフ、コースター	
41		日中活動型	「くわのみ」工房	自動車電機部品、焼き鳥の串	農園、喫茶店	
42		日中活動型	はるか		サラダ作り、パスデーカード作り	
43		授産活動型	にこにこファーム作業所		ケーキ、クッキー、農業製品製造	
44		日中活動型	おしどり作業所	自動車部品組立、印刷会社作業	クッキー	
45		授産活動型	日南町小規模作業所一歩		喫茶店	
46		授産活動型・日中活動型	ふたば作業所	箱折り、段ボール組立、電子部品加工		
47		授産活動型	小規模作業所「こころ」	自動車部品、電機製品、縫製	卵の販売、エコバック、財布	
48		授産活動型・日中活動型	佐治ふれあい作業所		石鹸、梨飴、鍋敷き	清掃(総合支所)
49		日中活動型	気高町小規模作業所さくら工房	アパレル関係	廃油石鹸、ほかし、布草履	清掃(気高支所)
50		日中活動型	のぞみハウス	下着の折り畳み、袋詰め	ピース	
51		授産活動型	岩美かたつむり工房	コイル巻、コア並べ	染め物	
52		授産活動型	パレアナの家作業所	車の部品	パン・菓子・木のおもちゃ	
53		日中活動型	八頭ひかる会智頭作業所	縫製、電機部品製造	石鹸、お茶	
54		授産活動型	しらゆり作業所	箸の袋入れ、箱折り、袋詰め		
55		授産活動型	ひまわり作業所	ハンガーのラベル貼り	廃油石鹸、健康茶	
56		授産活動型	淀江作業所		石鹸、仕入れ販売	
57		授産活動型	岸本作業所「みらい」		たこ焼き、菓子製造、味噌製造	
58		授産活動型・日中活動型	小規模作業所ほっとサロン		キーホルダー、お菓子、パッケージ	
59		難病	授産活動型	さくら共同作業所	手織り、クッション、縫製製品	
合計59箇所				28事業所	52事業所	11事業所

平成18年度工賃支払実績額（施設別）

種別	施設・事業所名	運営法人名	平成18年度工賃（賞金）平均額（賞与等を含む）			平成18年度工賃（賞金）最高額（賞与等を除く）			最高工賃受給者の主な作業内容
			月額	日額	時給	月額	日額	時給	
身体障害者入所授産施設	障害者福祉センターあさひ園 みのりサングリーン	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	11,027円/人	605円/人	100円/人	31,880円	1,614円	289円	電気部品・機械部品組立て、和裁・洋裁製品作成、喫茶・コーヒー販売
			7,549円/人			26,570円			電気部品組立て、着物入れ作成、紙器加工
	社会福祉法人光生会	社会福祉法人みのり福祉会	22,470円/人			121,677円			印刷、簡易作業
			7,334円/人			19,740円			電気部品組立て、着物入れ作成、紙器加工
身体障害者通所授産施設	障害者福祉センターあさひ園 向山ブルースカイ	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	10,798円/人	507円/人	84円/人	25,790円	1,304円	217円	電気部品・機械部品組立て、和裁・洋裁製品作成、喫茶・コーヒー販売
			18,168円/人			34,196円			電子部品組立て、紙器加工、電線加工
	社会福祉法人光生会	社会福祉法人光の家	30,714円/人			85,560円			印刷、簡易作業
			9,456円/人	2,849円/人	142円/人	30,000円	4,500円	400円	箱折り作業、マッサージ
知的障害者入所授産施設	ワークセンターあいえる 敬仁会館	社会福祉法人あしーと 社会福祉法人敬仁会	25,950円/人			45,150円			洗濯作業、ホステティング作業、清掃作業
			9,447円/人						電気部品組立て、箱組立て、椎茸栽培、ゴミ箱製造等
	トーゲン倉吉	社会福祉法人あゆみ会	10,201円/人						農作業、紙箱組立て、マジックペン揃え等
			14,529円/人			26,500円			木工作業、軽加工作業、菓子製造作業等
知的障害者入所授産施設（通所部）	若竹の家 トーゲン倉吉	社会福祉法人希望の家 社会福祉法人あゆみ会	9,347円/人						木工・陶芸作業、農作業、委託加工作業等
			9,723円/人						農作業、紙箱組立て、マジックペン揃え等
	ウイズユース千代作業所	社会福祉法人希望の家 社会福祉法人ウイズユース	13,050円/人						木工・陶芸作業、農作業、委託加工作業等
			15,218円/人						クリーニング作業受託、ペット食品受託、ペット製品受託、クラフト製品受託作業等
知的障害者通所授産施設	うぶみ苑 かめの会作業所	社会福祉法人鳥取福祉会 社会福祉法人手をつなぐ福祉会	22,082円/人			52,546円			清掃業務、委託加工事業、自主製品製作
			19,910円/人	1,045円/人	207円/人	35,700円	1,700円	340円	清掃業務、箱折り、染色、ソケット組立て、喫茶等
	敬仁会館	社会福祉法人トマトの会	12,273円/人						電気部品組立て、箱組立て、椎茸栽培、ゴミ箱製造等
			8,973円/人			14,000円			着入れ作業、手芸・木工作業、弁当
知的障害者通所授産施設	セルプひの 白兎はまなす園	社会福祉法人祥和会 社会福祉法人鳥取県厚生事業団	11,583円/人			21,486円			木工・手芸、プラントナー水やり、車配線処理作業等
			16,113円/人			24,800円			木工作業、軽加工作業、菓子製造作業等
	ボン・チャンス ボン・チャンス分場もなみ	社会福祉法人和	8,732円/人			36,675円			平置栽培、電気部品組立て
			7,107円/人			12,519円			ペンの組立て、自主製品製作

種 別	施 設・事 業 所 名	運 営 法 人 名	平成18年度工賃(賃金)平均額(賃与等を含む)			平成18年度工賃(賃金)最高額(賃与等を除く)			最 高 工 賃 受 給 者 の 主 な 作 業 内 容		
			月 額	日 額	時 給	月 額	日 額	時 給			
			月 額	日 額	時 給	月 額	日 額	時 給			
知的障害者通所授産施設	もみの木作業所	社会福祉法人もみの木福祉会	8,027円/人			39,000円			除草・刈り込み、チラシ折り、重手結束、タオル入れ、清掃作業、観葉植物リース等		
	もみの木作業所分場ほっと茶町		6,811円/人			9,000円			箱入れ、しおり折り、石鹸袋入れ、シール貼り、観葉植物リース、物品販売等		
	もみの木作業所分場ワークハウスもみのき		12,953円/人			21,000円			製菓・牛乳パックシール貼り作業等		
	よなご大平園		9,450円/人			14,700円			箱折り作業、パン製造、農作業、電気部品組立て作業等		
	わかとり作業所		11,832円/人			30,460円			営業販売、弁当販売、こんにやく・味噌製造、自動車部品入れ、喫茶、清掃		
	わかとり作業所コスモス分場		9,917円/人			11,400円			箱折り作業、球根の袋詰め作業		
	わかとり作業所大山分場		14,095円/人			16,500円			鍵の組立て、営業販売		
	わかとり作業所フラワー分場		38,644円/人			44,500円			とっとり花回廊の除草、苗整理作業		
	吾赤紅		10,025円/人			9,000円			弁当、パン・クッキー、紙すき作業、請負作業		
	柿木村共同作業所		23,237円/人						農作業、農作物加工・販売、清掃作業等		
知的障害者小規模通所授産施設	砂丘福祉作業所	社会福祉法人柿木村福祉会	4,742円/人	245円/人		10,122円	447円		シール貼り、マスク入れ、ネットガイド組立て、弁当箱作成等		
	ばれっと三田		11,214円/人	654円/人					受託作業、自主製品、清掃作業、菓子製造		
	まつぼっくり作業所		11,898円/人	653円/人		28,650円	2,400円		箸入れ、タオル折り、DM、紙折り、袋詰め作業等		
	あんず工房		15,526円/人	1,411円/人		51,460円	3,520円	440円	パン・洋菓子の製造・販売		
	ワークホームあしたば		21,618円/人						製菓、食品加工作業等		
	あぶりこ		8,756円/人	1,183円/人	301円/人	35,905円	2,580円		喫茶サービス、販売、厨房作業		
	しえずた		4,400円/人			5,200円			商品加工・販売作業		
	ふなおか福祉会船岡作業所		9,346円/人						車部品の組立て作業、自然卵の販売、自主製品の作成		
	まちや		9,275円/人		249円/人	27,000円		249円	喫茶店、食堂		
	ウイズユーク千代工場		98,494円/人	4,784円/人	659円/人	129,145円			クリーニング、サラダほうれん草の栽培・販売		
知的障害者福祉工場	ウイズユーク千代工場	社会福祉法人地域でくらす会	93,370円/人	4,682円/人	703円/人	142,583円			クリーニング、サラダほうれん草の栽培・販売		
	エポック翼		9,823円/人			40,838円			タオルたみ作業(クリーニング事業所からの委託作業)、清掃業務(医療法人からの委託作業)、電話等解体・分別作業(リサイクル事業所からの委託作業)等		
	くりっく		8,298円/人			19,300円			ホームページ制作・更新、冊子作成(チラシ、文集等)、データ入力、アンケート集計		
	障がい者支援センターいんくる		8,829円/人	435円/人		19,000円	1,000円		木製品、手芸品加工、ボスティング、ハウス管理、仕入れ商品販売		
	ワークセンターあいえる		9,912円/人			13,440円			洗車作業、内職作業(墨盛作成の一部)、施設外授産作業(パソコンの解体等)		
	就労継続支援B型事業所		ワークセンターあいえる	社会福祉法人あしーど	9,912円/人			13,440円			洗車作業、内職作業(墨盛作成の一部)、施設外授産作業(パソコンの解体等)
			ワークセンターあいえる		9,912円/人			13,440円			洗車作業、内職作業(墨盛作成の一部)、施設外授産作業(パソコンの解体等)
			ワークセンターあいえる		9,912円/人			13,440円			洗車作業、内職作業(墨盛作成の一部)、施設外授産作業(パソコンの解体等)
			ワークセンターあいえる		9,912円/人			13,440円			洗車作業、内職作業(墨盛作成の一部)、施設外授産作業(パソコンの解体等)
			ワークセンターあいえる		9,912円/人			13,440円			洗車作業、内職作業(墨盛作成の一部)、施設外授産作業(パソコンの解体等)
ワークセンターあいえる		9,912円/人				13,440円			洗車作業、内職作業(墨盛作成の一部)、施設外授産作業(パソコンの解体等)		
ワークセンターあいえる		9,912円/人				13,440円			洗車作業、内職作業(墨盛作成の一部)、施設外授産作業(パソコンの解体等)		
ワークセンターあいえる		9,912円/人				13,440円			洗車作業、内職作業(墨盛作成の一部)、施設外授産作業(パソコンの解体等)		
ワークセンターあいえる		9,912円/人				13,440円			洗車作業、内職作業(墨盛作成の一部)、施設外授産作業(パソコンの解体等)		
ワークセンターあいえる		9,912円/人				13,440円			洗車作業、内職作業(墨盛作成の一部)、施設外授産作業(パソコンの解体等)		

鳥取県小規模作業所等工賃3倍計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 小規模作業所、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第41条第1項、第48条又は第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた施設（授産施設に限る。）及び障害福祉サービスを提供する事業所（以下「小規模作業所等」という。）で働く障害のある人の工賃水準は極めて低く、現状の低い工賃水準では障害のある人が地域で自立して生活することは困難であるため、これらの工賃水準を引き上げ、障害のある人が地域で自立し、充実した生活を営むことができるようにするとともに、就労に対する意識の向上を図り、併せて小規模作業所等の職員の意識改革につなげることを目的として、鳥取県小規模作業所等工賃3倍計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項に関する事務を所掌する。

- (1) 小規模作業所等における課題の整理及び利用者の工賃水準を高める方策の検討、助言、提言等
- (2) 小規模作業所等における工賃水準を平成23年度末までに現在の水準の3倍にするために、各年度において取り組む具体的方策である「工賃3倍計画」の策定
- (3) 平成23年度の目標工賃の設定
- (4) 各年度における「工賃3倍計画」の達成状況の点検及び評価
- (5) 県が実施する各種施策（工賃水準の引き上げ、就労支援及び障害者自立支援法における障害福祉サービス事業への移行に関するもの）に対する助言等

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織し、福祉保健部長が次に定める者の中から選任する。

- (1) 授産活動に積極的に取り組んでいる小規模作業所等の代表者又は職員
 - (2) 障害者雇用を積極的に推進している一般企業の代表者等
 - (3) 小規模作業所等の授産活動活性化のための支援又は障害者の就労支援を行っている団体等の構成員
- 2 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を統括し、代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、福祉保健部長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月15日から適用する。

鳥取県小規模作業所等工賃 3 倍計画検討委員会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 ・ 職 名	
福祉関係者	岩城 隆志	知的障害者通所授産施設 うぶみ苑	施設長
	進 清次	就労継続支援（B型）事業所 ワークセンターしんらい	施設長
	内田 和恵	精神障害者通所授産施設 ワークホームあしたば	課長
	中井 恭子	小規模作業所 フレンズ	代表
商工関係者	松田 安正	松田安鐵工所	代表取締役
	森本 信行	千代三洋工業株式会社 （特例子会社）	相談役
そ の 他	高橋 信二	社団法人 滋賀県社会就労事業振興センター	センター長
	赤桐 淳一	NPO法人 社会的就労支援機構（和歌山県）	専務理事
計	8 名		

計画の検討経過について

年月日	検 討 経 過	
H19. 8. 9	アンケート調査の実施(第1回目)	・ 工賃向上に関するアンケート調査
9. 5	第1回討委員会	・ 計画策定等に係る意見交換
10. 1 ~ 10. 5	アンケート調査の実施(第2回目)	・ 事業所の現状及び課題と今後の支援に関する訪問調査
10.17	第2回県障害者施策推進協議会	・ 計画策定等に係る意見交換
10.24	第2回検討委員会	・ 現状と課題、必要とされる支援策 ・ 具体的支援策の検討
12.19	第3回検討委員会	・ 計画素案の検討
H20.1.23	第3回県障害者施策推進協議会	・ 計画素案に係る意見交換
2.18	パブリックコメント(~ 3.10)	
3.19	第4回検討委員会	・ 計画案の検討
3.21	県議会教育民生常任委員会	・ パブリックコメント結果の報告
3.27	第4回県障害者施策推進協議会	・ 計画案の検討等

鳥取県小規模作業所等工賃3倍計画

平成20年4月 策定

鳥取県福祉保健部障害福祉課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7193、7889

ファクス 0857-26-8136